

第2章 騒音の調査

第1節 自動車騒音の調査

1 調査概要

自動車騒音については、「高速道路、一般国道、県道、4車線以上の市道（以下、対象路線）」の道路端において騒音測定を行い、この測定結果を基に道路端から50m以内にある全ての住居における騒音値を推計し、環境基準を達成している住居戸数の割合で評価する「面的評価」という方法で実施しています。

平成17年6月に、国が事務処理基準を示したことを受け、本市では、平成18年度から、全対象路線の5分の1ずつを毎年評価していくことにより、市域全体の環境基準の達成状況を5年間で評価する方法で実施しています。

このことから、平成22年度から市域全体の自動車騒音の状況が把握できるようになり、以降も計画的にこれを実施し、毎年データの更新を行っています。

また、平成23年度からは、合併により新たに評価対象となった、富合町、城南町、植木町の道路についても、調査を実施しており、市域全体の評価区間の延長は443.9km、区間数は161区間となっています。

2 調査結果

平成26年度は、対象路線の内、35区間、評価区間の延長102.1kmについて、調査を実施しました。（表2-1-1、図2-1-1）

その結果、市域全体の環境基準の達成率*である5ヶ年の累積評価は、平成21-25年度の96.5%から、平成22-26年度は97.2%に向上していることが確認されました。（表2-1-2、図2-1-2）

※「環境基準の達成率」は、環境基準値が異なる午前6時から午後10時までの「昼間」と午後10時から翌日の午前6時までの「夜間」について、それぞれ評価を行います。ここでは「昼間」及び「夜間」とともに環境基準を達成している住居の割合を示しています。

表2-1-1 自動車騒音の面的評価結果（平成26年度評価区間）

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率 (%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
1	妙体寺町～水道町 (一般国道3号)	1.3	6	67	67	1,024	93.1 953	100.0 1,024	93.1 953
2	迎町2丁目～近見2丁目 (一般国道3号)	3.7	4	68	66	744	92.2 686	100.0 744	92.2 686
3	近見7丁目～南高江3丁目 (一般国道3号)	1.2	4	71	70	91	81.3 74	100.0 91	81.3 74
4	南高江5丁目～野田3丁目 (一般国道3号)	3.0	4	71	70	590	79.8 471	96.9 572	79.8 471
5	龍田町弓削～龍田町弓削 (一般国道57号)	0.4	4	71	66	158	100.0 158	100.0 158	100.0 158
6	龍田町弓削～御領8丁目 (一般国道57号)	2.8	4	71	66	190	98.4 187	98.4 187	98.4 187

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率 (%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
7	御領8丁目～西原1丁目 (一般国道57号)	2.6	4	71	66	242	99.2 240	99.2 240	99.2 240
8	植木町舞尾～植木町鈴麦 (一般国道208号)	6.3	2	71	65	256	98.8 253	98.8 253	98.8 253
9	植木町鈴麦～植木町鈴麦 (一般国道208号)	0.5	2	71	65	9	(55.6) 5	(55.6) 5	(55.6) 5
10	城南町東阿高～城南町東阿高 (一般国道266号)	2.9	2	70	67	155	98.7 153	98.7 153	98.7 153
11	城南町阿高～城南町千町 (一般国道266号)	4.2	2	70	67	156	<u>81.4</u> 127	98.1 153	<u>81.4</u> 127
12	画図町大字下無田～田井島2丁目 (一般国道266号)	2.1	4	71	66	96	99.0 95	99.0 95	99.0 95
13	田井島1丁目～南熊本2丁目 (一般国道266号)	3.0	4	71	66	715	99.7 713	100.0 715	99.7 713
14	上熊本2丁目～河内町岳 (熊本玉名線)	5.8	2	－	－	283	100.0 283	100.0 283	100.0 283
15	春日1丁目～手取本町 (熊本高森線)	2.3	2	64	60	1,337	100.0 1,337	100.0 1,337	100.0 1,337
16	手取本町～水道町 (熊本高森線)	0.5	6	69	65	5	100.0 5	100.0 5	100.0 5
17	城南町鰐瀬～城南町出水 (小川嘉島線)	5.5	2	－	－	55	100.0 55	100.0 55	100.0 55
18	楽園町～黒髪3丁目 (熊本菊鹿線)	1.4	2	67	62	1,486	99.3 1,476	99.7 1,481	99.3 1,476
19	富合町南田尻～城南町阿高 (宇土甲佐線)	5.9	2	－	－	232	100.0 232	100.0 232	100.0 232
20	城南町阿高～城南町塚原 (宇土甲佐線)	2.0	2	－	－	19	100.0 19	100.0 19	100.0 19
21	銭塘町～川尻4丁目 (熊本嘉島線)	4.7	2	－	－	87	100.0 87	100.0 87	100.0 87
22	川尻4丁目～川尻6丁目 (熊本嘉島線)	1.9	2	68	64	402	99.8 401	99.8 401	99.8 401
23	植木町豊田～植木町米塚 (植木インター菊池線)	2.4	2	68	62	87	100.0 87	100.0 87	100.0 87
24	植木町滴水～太郎迫町 (植木河内港線)	4.2	2	－	－	103	100.0 103	100.0 103	100.0 103
25	水前寺1丁目～保田窪本町 (熊本空港線)	3.2	2	66	60	2,825	99.9 2,823	99.9 2,823	99.9 2,823
26	保田窪3丁目～長嶺東6丁目 (熊本空港線)	3.3	2	66	60	1,323	99.8 1,321	99.8 1,321	99.8 1,321

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率 (%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
27	鹿帰瀬町～鹿帰瀬町 (辛川鹿本線)	0.7	2	68	61	5	100.0 5	100.0 5	100.0 5
28	鹿帰瀬町～鹿帰瀬町 (辛川鹿本線)	0.8	2	70	63	31	100.0 31	100.0 31	100.0 31
29	鹿帰瀬町～石原2丁目 (瀬田熊本線)	1.7	2	68	61	87	97.7 85	97.7 85	100.0 87
30	石原1丁目～南千反畑町 (瀬田熊本線)	8.1	2	67	63	3,555	99.7 3,546	100.0 3,554	99.7 3,546
31	秋津町秋田～東野1丁目 (六嘉秋津新町線)	2.0	2	70	64	486	<u>90.3</u> 439	<u>90.3</u> 439	<u>92.0</u> 447
32	御幸笛田6丁目～川尻2丁目 (神水川尻線)	4.0	2	65	57	308	98.7 304	99.0 305	98.7 304
33	小島4丁目～新町2丁目 (小島新町線)	7.0	2	67	60	1,421	99.9 1,419	99.9 1,419	99.9 1,419
34	武蔵ヶ丘9丁目～龍田弓削 (住吉熊本線)	0.3	2	66	61	178	100.0 178	100.0 178	100.0 178
35	水前寺公園～水前寺6丁目 (市道 砂取健軍線(県庁前))	0.8	4	67	63	318	100.0 318	100.0 318	100.0 318
合計		102.5				19,059	18,669	18,958	18,679

※1 : 「環境基準達成率」 下線 は 80%以上 95%未満、下線 は 60%以上 80%未満、
囲み数字(□)は 60%未満。

※2 : 「測定地点の等価騒音レベル」 下線 は環境基準値を超えた地点。

※3 : 交差点部では、2 つの評価区間に重複して住居が立地する場合がありますが、戸数合計は、それぞれの和(延べ数)として計算しています。

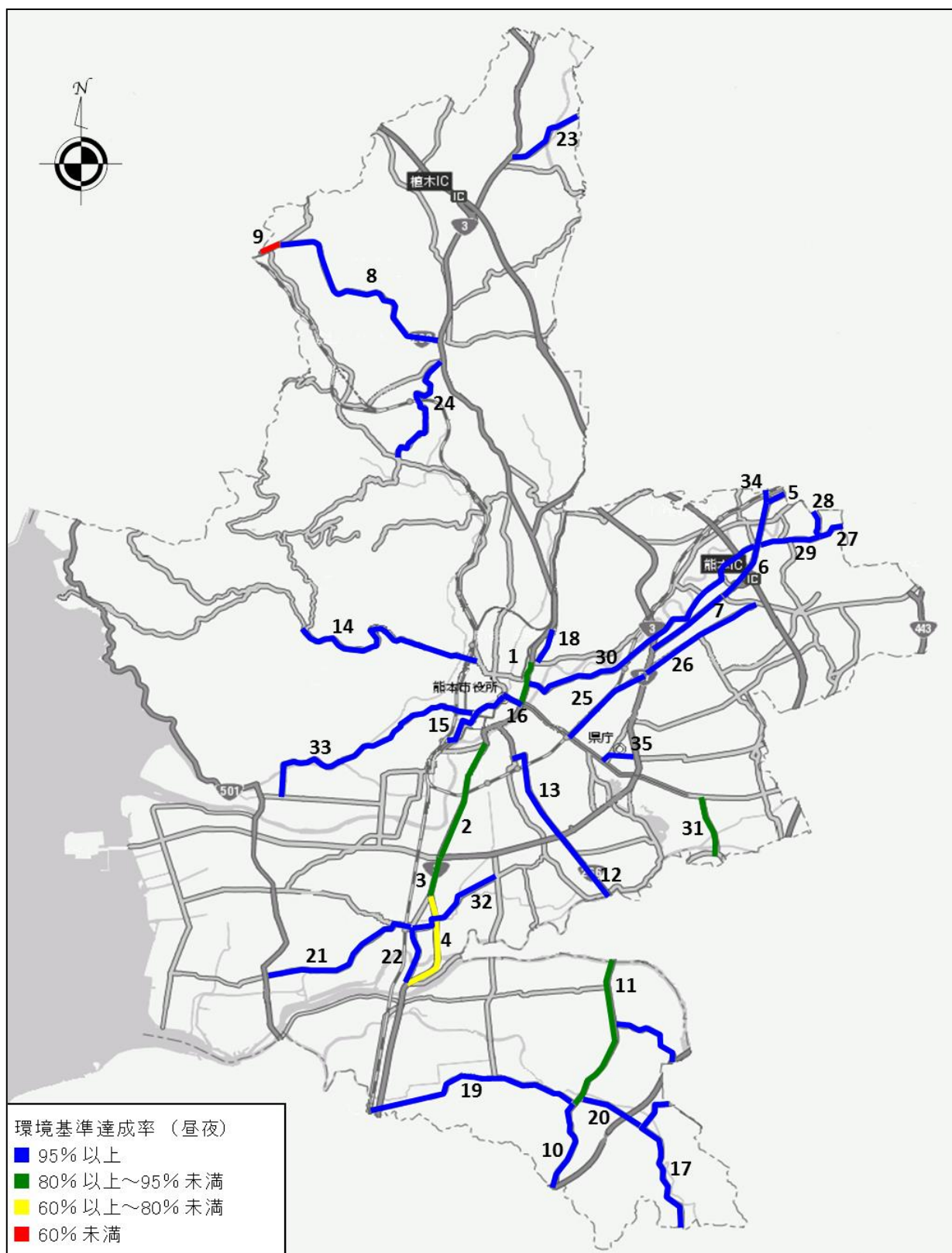


図 2-1-1 環境基準の達成状況(平成 26 年度評価区間)

表 2-1-2 自動車騒音の面的評価結果(平成 26 年度 市全域の環境基準評価)

評価年度	評価区間	評価対象 戸数	環境基準の達成戸数・(率)		
			昼間・夜間	昼間	夜間
平成 26 年度	154 区間	58,557	56,901 (97.2%)	57,963 (98.9%)	56,928 (97.2%)

※ 市全域の環境基準評価は、その年度までの 5 ヶ年の評価結果の累積から、市域全体の環境基準の達成率を表したものです。

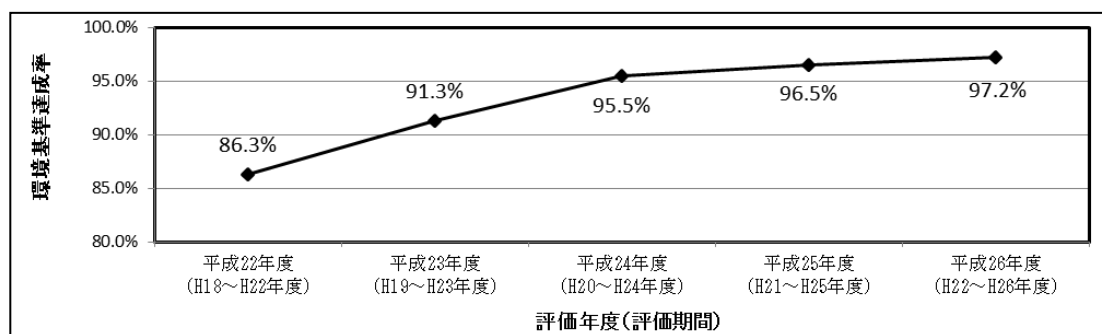


図 2-1-2 環境基準達成率の推移

(参 考)

●環境基準、要請限度

道路に面する地域の環境基準と幹線交通を担う道路(高速自動車道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道など)に近接する区域の自動車騒音に係る環境基準及び要請限度は以下のとおりとなっています。(表 2-1-3、表 2-1-4)

表 2-1-3 道路に面する地域の環境基準

	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル	55 デシベル
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	60 デシベル

※ ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、表 2-4 による。

※ A地域とは専ら住居の用に供される地域、B地域とは主として住居の用に供される地域、C地域とは相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域を、それぞれ指しています。

表 2-1-4 幹線交通を担う道路に近接する区域の環境基準及び要請限度

	昼間	夜間
環境基準	70 デシベル	65 デシベル
要請限度	75 デシベル	70 デシベル

※ 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

※ 等価騒音レベルにより評価する。

※ 近接する区域とは、2 車線以下の道路の場合は道路敷地境界から 15m、2 車線を超える道路の場合は、20mまでの範囲のことを言います。

【要請限度】

自動車騒音が要請限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なっている場合には、公安委員会や道路管理者に対し、必要な措置を講じるよう要請したり、意見を述べたりすることができます。

なお、騒音の測定時間については、本調査が 1 日間で行うのに対して、要請を行うためには、連続する 7 日間のうち 3 日間で行うこととされています。